

：大山崎町

広報

おやまざき

教育委員会

2

2020(令和2)年

1月13日(祝)、大山崎町体育館で令和元年度成人式を開催し、大人としての一歩を踏み出す137人の新成人の門出を祝いました。(関連記事2ページ)

今月の主な内容

- 令和元年度成人式 P2
- 所得税の確定申告は
2月17日(月)～3月16日(月)です P4
- 農業委員を募集します P8
- 前川町長とふれあいミーティング P12

vol.625

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

手作りの成人を祝う会

同日、長岡京市文化記念会館で二市一町在住の障がい者を対象とした「手作りの成人を祝う会」が開かれました。新成人は保護者や福祉施設職員など、たくさんの出席者に「おめでとう」と声をかけられ、笑顔あふれる会となりました。



祝 成人式

1月13日祝、晴れやかな青空のもと、大山崎町では、137人が新成人として大人の第一歩を踏み出しました。会場の大山崎町体育館では、華やかな着物や少し慣れないスーツと、少しの緊張感を身にまとった新成人たちが、「久しぶり!」「全然変わってないなあ。」と言葉を交わし、旧交を温めていました。

成人式には町外からの参加者も合わせて108人が出席。前川町長は門出を迎えた若人に「これから待ち受ける様々な困難を、自分が成長するために与えられた試練と捉え、努力を惜しまないでください。」と、エールを送りました。「新成人の誓い」では、新成人を代表して、石橋宙さんと、白井夢乃さんがそれぞれ誓いの言葉を述べました。その後、来賓の方や大山崎町商工会マスコットキャラクター「ラン」も一緒にくす玉を割り、お祝いムードに華を添えました。最後に恩師からのビデオレターが流れると、会場は歓声と笑い声、昔を懐かしむ声に包まれました。

令和という新しい時代を切り開いていく新成人は、希望に胸を膨らませ、未来に思いを馳せているようでした。

※個人情報に配慮し、役場での写真販売は行いません

新成人インタビュー

大学に通い、マーケティングなど商業系の科目を学んでいます。

今はスキューバダイビングサークルが一番楽しいです。岡山県や鳥取県、果ては沖縄県まで、全国各地の海へ潜りに行っています。サークルの副代表を務め、ひとりではできないことも、みんなで力を合わせればできることがたくさんあると実感しました。

自分が二十歳を迎えたなんて、正直あまり実感はありませんが、今後、様々なことに挑戦していきたいです。

石橋 宙さん



歴史が好きで、中学校の社会科の教員免許を取得するため、大学で勉強しています。書道部、かるた部にも所属し、忙しく楽しい日々を送っています。

また、「チャレンジクラブ」で、小学5・6年生のかわいい子どもたちと放課後などを一緒に過ごし、将来にもつながるいい経験を積ませてもらっています。

私が思い描いていた二十歳は、もっと大人だったような気がします。今は、教員になるという夢に向かって歩んでいきます。

白井 夢乃さん

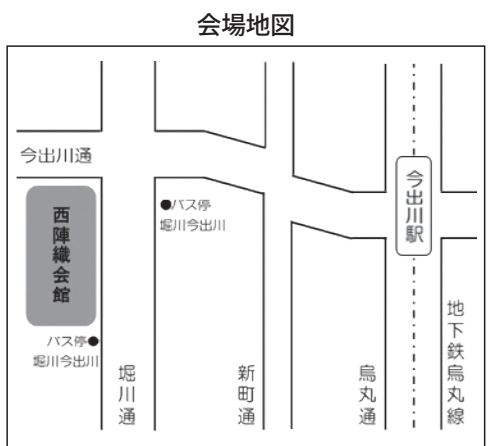
所得税の確定申告は2月17日～3月16日まで

ご案内	開設期間	場所
税理士による所得税・個人事業者の消費税の申告会場 ※	2月12日 ^{（土）} ～2月14日 ^{（金）} 午前9時30分～午後3時	西陣織会館 ＜申告書等を作成される方は6階受付へ。ご自宅等で作成済みの申告書等は1階提出コーナーへ＞
【所得税の確定申告】 所得税・贈与税・個人事業主の消費税の申告会場	2月17日 ^{（月）} ～3月16日 ^{（月）} 午前9時～午後4時	

※税理士による所得税・個人事業者の消費税の申告会場では、譲渡所得・贈与税の申告相談は行っていません

注意！

- 土・日・祝日等（2月24日、3月1日を除く）は開設していません。
- 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。また、混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしています。
- 会場では納税はできません。お近くの金融機関をご利用ください。
- 会場では納税証明書の発行は行っていません。右京税務署で行います。
- 会場専用の駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください。



▼申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が自動で作成できます。作成した申告書等はe-Taxを利用して送信またはプリンタで印刷して郵送等で提出してください。

ますので、早めにお済ませください。なお、申告期間中は町税住民課でも申告書類をお預かりして税務署に提出します。申告書類のお預かりは、2月17日から3月16日までとなりますのでご注意ください。

▼医療費控除の申告をされる方へ

ID・パスワード方式の届出がお済みの方は、マイナンバーカード等がなくても、ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末からe-Taxで申告書の送信ができます。

「医療費控除の明細書」を添付すれば領収書の提出は不要です（領収書は5年間自宅などで保存する必要があります）。

令和元年分の所得税の確定申告書作成コーナーは、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりますので、ぜひご利用ください。

▼問・提出先

右京税務署内では申告相談を行っていません。申告期限が近づくと申告書作成会場（西陣織会館）は大変混雑します。

○右京税務署
〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10-1
☎311-6366（代表）

▼申告書類の提出はお早めに

右京税務署内では申告相談を行っていません。申告期限が近づくと申告書作成会場（西陣織会館）は大変混雑します。

○税住民課税務係
☎956-2101（内143）

見逃していませんか？ 保険料控除

納付していただいた各種保険料は、社会保険料控除の対象です。

平成31年1月～令和元年12月（2019年中）に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が対象です。なお、納付額は次のもので確認できます。

口座振替をご利用の方	預金通帳
納付書払いの方	領収書
特別徴収（年金からの天引き）の方	日本年金機構・各共済組合等から送付される「平成31（令和元）年分公的年金等の源泉徴収票」

上記のものを紛失されて納付額が分からない方は、本人確認ができるもの（保険証など）をお持ちのうえ健康課保険医療係、高齢介護係（役場1階③、④番窓口）にお越しください。

※令和元年6月～7月にお送りした「平成31年度各保険税（料）の決定通知書」に記載している年税額は町・府民税の申告や確定申告には使えません（通知書に記載の年税額は平成31年4月～令和2年3月までの期間のものであり、申告の対象期間と一致しないため。）
※国民年金保険料も社会保険料控除の対象となります。詳しくは日本年金機構までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国民健康保険税	健康課 保険医療係	内115
後期高齢者医療保険料	健康課 高齢介護係	内176
介護保険料	健康課 高齢介護係	内176
国民年金保険料	日本年金機構	0570-003-004（ナビダイヤル） 03-6630-2525（IP・PHS専用）

町・府民税（住民税）の申告

令和2年1月1日現在、町内に在住で、次の①～③の要件いずれかに該当する方は、町・府民税の申告が必要です。

※所得税の確定申告をする方は、町・府民税の申告は不要です。

①給与所得者で、事業所から町役場に給与支払報告書の提出がない

②給与所得者で、給与以外の所得がある

③公的年金受給者で、社会保険料控除などの所得控除を受ける

※公的年金収入が400万円以下で、確定申告の必要のない方が町・府民税の申告で▼社会保険料控除▼扶養控除▼生命・地震保険料控除などを申告した場合、申告しない場合に比べて町・府民税額が下がる場合があります。

①マイナンバー（個人番号）の確認できるもの

②身元の確認できるもの（運転免許証など）

③印鑑

④収入明細書（源泉徴収票、支払調書、帳簿など）

⑤社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国民健康保険税などの領収書（詳しくは後述）

⑥生命保険料、地震保険料控除証明書

⑦障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書（詳しくは後述）など

⑧医療費の明細書（事前に領収書を集計し作成してください）または、健康保険組合等が発行する医療費のお知らせ

※領収書の添付は不要です。但し、5年間は自宅にて保管してください。

⑨セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする資料（予防接種の領収書や定期健康診断の結果通知表など）

※⑤～⑨は各控除に該当する方のみ

申告期限 令和2年3月16日^{（月）}

問・提出先＝税住民課税務係 ☎956-2101（内143）

高齢者等のおむつ代の医療費控除について

ねたきりの高齢者などがおむつを使用している場合、一定の条件を満たすと、確定申告の際に医療費控除の対象となります。

初回（1年目）の確定申告の際には、ねたきり状態であること及び治療上おむつの使用が必要であることを確認するため、医師が発行した「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を提出して下さい。

※控除を受けるのが2年目以降の方は…

2年目以降は、下記の要件全てに該当する方に限り、医師の証明なしで医療費控除が認められます。確定申告の際に必要な確認書は、健康課 高齢介護係（役場1階④番窓口）で発行します。

＜要件＞

- ・要介護認定を受けている
- ・主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかである
- ・主治医意見書の「尿失禁発生の可能性」欄が「あり」である
- ・主治医意見書が、おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り。）に作成されたものである

※全ての条件を満たさない場合は、従来どおり医師の発行した「おむつ使用証明書」での提出となります。

問＝健康課高齢介護係 ☎956-2101（内137）

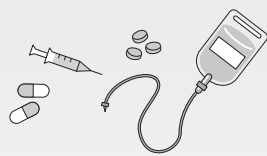
障害者控除対象者の認定について

障害者手帳の交付を受けていない方でも、介護保険の要介護（要支援）認定者で、認定調査票および主治医意見書で「障害者に準じる者」と認められる場合は、障害者控除の対象になります。確定申告、町・府民税申告の際に必要な認定書は健康課 高齢介護係（役場1階④番窓口）で発行します。

認定の目安＝心身の状態に関する意見の欄中で、以下のいずれかに該当する方。

- ・「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がA～C
- ・「認知症高齢者の日常生活自立度」がII以上

問・申請＝健康課高齢介護係 ☎956-2101（内137）



医療費が高額になるときは



「限度額適用認定証」の申請を

◆国保で70歳未満の場合

所得区分			自己負担限度額（月額）	
			3回目まで	4回目以降（※1）
住民税課税世帯	所得901万円超	ア	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	140,100円
	所得600万円超 901万円以下	イ	167,400円 （558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	93,000円
	所得210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算）	44,400円
	所得210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯			35,400円	24,600円

◆国保で70歳以上や後期高齢者医療保険の方、老人福祉医療受給者の場合

所得区分			自己負担限度額（月額）	
			3回目まで	4回目以降（※1）
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ（※2） （課税所得690万円以上）		252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	140,100円
	現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）		167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	93,000円
	現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）		80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	44,400円
	所得区分	外来 （個人単位）	外来＋入院	
	一般（※2） （課税所得145万円未満等）	18,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 過去12か月間で限度額を超えた月が3回あった場合に、4回目から適用される限度額

※2 所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の方は、限度額証がなくても適正な限度額が適用されます

大山崎町国民健康保険・老人福祉医療制度・京都府後期高齢者医療保険に加入されている方で毎月の医療費が高額（左表参照）になる方は、医療機関の窓口で1ヶ月に支払う自己負担額を一定の限度額で止めてもらうことができます。希望される方は申請して「限度額

適用（・標準負担額減額認定証）（限度額証）の交付を受けてください。なお、所得区分が「現役並み所得Ⅱ」および「一般」の方は、限度額証がなくても保険証を提示すると左記の限度額が適用されますので申請は不要です。医療費の計算方法には決まりや制約がある

ので、詳しくは町ホームページまたは窓口までお問い合わせください。
○限度額証の有効期間Ⅱ申請した月の初日、次の7月31日（または70歳の誕生日の末日、75歳の誕生日前日）
○限度額証の申請に必要なものⅡ
印鑑、来庁者の本人確認ができ

るもの（保険証・免許証など）、（代理人が申請する場合）委任状、（申請時点で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合）病院の領収証など入院期間を証明できるもの
○問・申請Ⅱ健康課保険医療係
☎956-2101（内114）



スマートに国民年金しよう

◆20歳になったら自動的に国民年金に加入します

日本国内に居住している20歳、59歳の方は国民年金に加入しなければなりません（令和元年10月から20歳になった時には手続きをしなくても国民年金に加入できるようになりました。）

◆加入後はどうすればいい？

1 保険料を納付する

保険料は納付書・口座振替・クレジットカードで納付できます。納付書は、金融機関・コンビニエンスストア・ペイジーなどで納付できます。

2 保険料の納付が難しいときは

収入が少ないなど、保険料の納付が難しいときは次の申請ができます。

【①学生の方は】

保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます（猶予期間後には保険料を納めなければなりません。）

【②学生でない方は】

保険料の納付が免除・猶予される「免除・猶予制度」の申請ができます。

ただし、承認される区分によっては、納めるべき保険料を納めなければ「未納」扱いとなるのでご注意ください。

3 「未納」はダメ

上記1・2のいずれも行わずに納付対象月から2年以上放置すると、その期間は「未納」として扱われます。

未納の期間があると、将来本人やその家族が受け取れるはずの年金が受け取れなかったり、受け取る年金の額が減ったりします。

◆保険料はなぜ納めるのか

国民年金は、①老後、②病気や事故で障がいが残ったとき、③死亡したときに、本人やその家族が年金を受け取れるように働いている世代みんなで支えよう、という考えのもとで作られた仕組みです。たとえば、みなさんのご両親やおじいさん・おばあさんが受け取っている年金は、皆さんが納める保険料によってまかなわれています。また、将来自分が年金を受け取る際には、年金を納めた期間や金額によって受け取る金額が変わります。

年金を必要とする人たちのため、そして何より将来の自分のため、保険料を納めましょう。

◆納付はスマートに

保険料は、定額料金を毎月支払うほかに、まとめて前払いする方法があります（前納）。前納すると、その期間に応じて割引が適用され、将来もらえる年金の額はそ

のままなのでお得です。

また、口座振替（口振）やクレジットカード払いを併用すると、払い忘れや支払いの手間も省けます。ただし、左表のとおり口振と現金・クレジット払いでは前納の割引額が異なりますのでご注意ください。
口振・クレジット払いを希望するときは次の①～④を持参のうえ、町役場、年金事務所または振替を希望する金融機関へお申し込みください。

①納付書または年金手帳 ②振替を希望する口座の通帳またはクレジットカード ③届出印 ④来庁者の本人確認書類

	毎月払い		前納		
	翌月末払	当月末払	6カ月	1年	2年
割引	×	○	○	○	○
割引額（口振）	—	50円	1,120円	4,130円	15,760円
割引額（現金・クレジット）	—		800円	3,500円	14,520円
振替・支払日	翌月末	当月末	5月初旬と10月末	5月初旬	2年毎の5月初旬
申込期限（口振・クレジット）	—	—	毎年2月末日と8月末日	毎年2月末日	毎年2月末日

社会保険労務士による年金相談

年金について相談を受けます。無料、要予約。
とき＝原則毎月第2水曜日（広報誌のカレンダーで確認してください）13:00～16:00（1人30分程）
ところ＝役場1階相談室
申込方法＝電話または直接下記申込先へ。簡単に相談内容をうかがいます（9:00～12:00、13:00～17:00受付）
協力＝京都府社会保険労務士会
問・申込先＝健康課保険医療係（1階3番窓口）
☎956-2101（内114）

問Ⅱ京都西年金事務所

☎315-1829

健康課保険医療係

☎956-2101（内114）

◆さいごに

国民年金には前納の他にも、定額の保険料に加えて月額400円を加算することで将来の年金受給額を増やすことができる制度（付加保険料）もあります。
成人式会場で配布した「知っておきたい年金のはなし」では、年金制度の概要が分かりやすく解説されています。年金について学び、各種制度をスマートに活用して将来に備えましょう。

